

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書の訂正報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成24年11月5日

【会社名】 ソフトバンク株式会社

【英訳名】 SOFTBANK CORP.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 孫 正義

【本店の所在の場所】 東京都港区東新橋一丁目9番1号

【電話番号】 03-6889-2000

【事務連絡者氏名】 IR室長 大久保 隆

【最寄りの連絡場所】 東京都港区東新橋一丁目9番1号

【電話番号】 03-6889-2000

【事務連絡者氏名】 IR室長 大久保 隆

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【提出理由】

当社は、平成24年10月1日、当社を株式交換完全親会社、イー・アクセス株式会社（以下「イー・アクセス」）を株式交換完全子会社とする株式交換契約（以下「本件契約」といい、本件契約に基づいて実施される株式交換を「本件株式交換」という。）を締結したため、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2の規定に基づき、臨時報告書（平成24年10月5日付臨時報告書の訂正報告書により訂正済み。）を提出しましたが、両社において本件株式交換の日程の短縮及び交換比率の見直し等について協議した結果を踏まえ、平成24年11月2日の両社取締役会において、本件契約の一部変更を行うため変更契約（以下「本件変更契約」）を締結することを決議し、本件変更契約を締結しましたので、金融商品取引法第24条の5第5項において準用する同法第7条第1項に基づき、本臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正内容】

（注）訂正箇所は、_____ 野で示してあります。

（4） 本件株式交換の要旨 株式交換の日程

（変更前）

2012年9月27日	取締役会承認決議（当社）
2012年10月1日	取締役会承認決議（イー・アクセス）
2012年10月1日	本件契約締結（当社、イー・アクセス）
2013年2月22日（予定）	最終売買日（イー・アクセス）
2013年2月25日（予定）	上場廃止日（イー・アクセス）
2013年2月28日（予定）	本件株式交換の効力発生日

なお、本件株式交換は、当社については会社法第796条第3項の規定に基づく簡易株式交換の手続により当社の株主総会の承認を受けないで行われる予定であり、イー・アクセスについては株主総会（2013年1月頃を目処として臨時株主総会を開催予定）の承認を得る必要があります。本件株式交換の具体的な日程につきましては、決定次第速やかにお知らせいたします。

（後略）

（変更後）

2012年9月27日	取締役会承認決議（当社）
2012年10月1日	取締役会承認決議（イー・アクセス）
2012年10月1日	本件契約締結（当社、イー・アクセス）
2012年10月17日	臨時株主総会基準日公告日（イー・アクセス）
2012年11月1日	臨時株主総会基準日（イー・アクセス）
2012年11月2日	本件変更契約に関する取締役会承認決議（当社、イー・アクセス）
2012年11月2日	本件変更契約締結（当社、イー・アクセス）
2012年12月7日（予定）	臨時株主総会承認決議（イー・アクセス）
2012年12月25日（予定）	最終売買日（イー・アクセス）
2012年12月26日（予定）	上場廃止日（イー・アクセス）
2013年1月1日（予定）	本件株式交換の効力発生日

なお、本件株式交換は、当社については会社法第796条第3項の規定に基づく簡易株式交換の手続により当社の株主総会の承認を受けないで行われる予定であり、イー・アクセスについては株主総会（2012年12月7日に臨時株主総会を開催予定）の承認を得る必要があります。

（後略）

株式交換に係る割当ての内容

（変更前）

（前略）

本件交換比率は、イー・アクセスの普通株式の評価額を1株52,000円とし、これを本件契約締結日前日までの3ヶ月間の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値の平均値（1円未満の端数はこれを切り上げるものとする。）である1株3,108円（以下「本件基準価格」）で除した数である16.74（以下「本件交換比率」）とします。但し、本件契約締結日後（同日を含まない。）の10取引日間の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値の平均値（1円未満の端数はこれを切り上げるものとし、以下「公表後基準価格」）が、本件基準価格の85%未満である場合には、本件交換比率は、52,000円を公表後基準価格で除した数（小数点第2位未満は切り上げるものとする。）に調整されるものとします。

（中略）

本件株式交換により交付する当社の普通株式数については、上記の本件交換比率の調整及びイー・アクセスが発行する新株予約権又は新株予約権付社債の保有者による当該新株予約権又は新株予約権付社債の行使等の理由により今後変更される可能性があり、現時点では確定しておりません。

（後略）

（変更後）

（前略）

本件交換比率は、イー・アクセスの普通株式の評価額を1株52,000円とし、これを2012年10月17日（同日を含む。）から2012年11月2日（同日を含む。）までの期間の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値の平均値（1円未満の端数はこれを切り上げるものとする。）である1株2,589円（以下「本件基準価格」）で除した数（小数点第2位未満は切り上げるものとする。）である20.09（以下「本件交換比率」）とします。

（中略）

本件株式交換により交付する当社の普通株式数については、イー・アクセスが発行する新株予約権又は新株

予約権付社債の保有者による当該新株予約権又は新株予約権付社債の行使等の理由により今後変更される可能性があり、現時点では確定しておりません。

(後略)

本件株式交換に伴う新株予約権および新株予約権付社債に関する取扱い
(変更前)

(前略)

当社は、本件株式交換に際して、その効力が生ずる直前時において残存している未行使のイー・アクセスの発行する新株予約権（但し、2016年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権は除きます。）の新株予約権者に対し、本件交換比率を勘案の上、イー・アクセスが本件株式交換実行の直前に公正価額で現金で当該新株予約権を買い取る場合と同様の経済的価値を有する当該新株予約権に代わる当社の発行する新株予約権を交付します。

(後略)

(変更後)

(前略)

イー・アクセスは、本件株式交換のために必要となるイー・アクセスの株主総会で本件契約（本件変更契約による変更を含む、以下「本件変更後株式交換契約」という。）の承認が得られた場合、本件株式交換の効力発生日の前日までに、その時点で残存している未行使のイー・アクセスの発行する新株予約権のすべて（但し、2016年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権は除きます。）を当該新株予約権者との合意に基づき、52,000円から当該新株予約権の行使に際して払込みをすべきイー・アクセスの普通株式1株当たりの金額を減じた金額（当該金額がマイナスとなる場合には、0円とする。）に、当該新株予約権の目的であるイー・アクセスの普通株式数を乗じた金額（以下「本件買取価格」という。）で取得して消却し、又はその他の方法により消滅させるものとし、そのために法令上必要な全ての手続を行うものとし、また、本件株式交換の効力発生後、イー・アクセスは、その時点で残存している未行使のイー・アクセスの新株予約権がある場合には、かかる新株予約権を当該新株予約権者との合意又は当該新株予約権に関する会社法第236条第1項第7号に係る定めに基づき、本件買取価格で取得し、消却するものとし、

(後略)

その他の本件株式交換の契約の内容
(変更前)

当社及びイー・アクセスが平成24年10月1日に締結した株式交換契約書の内容は次のとおりです。

株式交換契約書

ソフトバンク株式会社（以下「甲」という。）、イー・アクセス株式会社（以下「乙」という。）は、甲が乙を完全子会社化して経営統合をするための取引（以下「本件取引」という。）について、平成24年10月1日（以下「本契約締結日」という。）付で、以下のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（本件取引）

1. 本件取引は、甲を株式交換完全親会社（その商号及び住所は本契約書末尾に記載したとおりとする。）、乙を株式交換完全子会社（その商号及び住所は本契約書末尾に記載したとおりとする。）とし、甲の普通株式を交換対価とする株式交換（以下「本件株式交換」という。）により行うこととする。その交換比率は、乙の普通株式の評価額を1株52,000円とし、これを本契約締結日前日までの3ヶ月間の株式会社東京証券取引所における甲の普通株式の普通取引の終値の平均値（1円未満の端数はこれを切り上げるものとする。）である1株3,108円（以下「本件基準価格」という。）で除した数である16.74（以下「本件交換比率」という。）とする。但し、本契約締結日後（同日を含まない。）の10取引日間の株式会社東京証券取引所における甲の普通株式の普通取引の終値の平均値（1円未満の端数はこれを切り上げるものとし、以下「公表後基準価格」という。）が、本件基準価格の85%未満である場合には、本件交換比率は、52,000円を公表後基準価格で除した数（小数点第2位未満は切り上げるものとする。）に調整されるものとする。本件株式交換により、甲は、乙の発行済株式の全部（但し、甲が所有する乙の株式を除く。）を取得する。
2. 本件株式交換の効力発生日（以下「本効力発生日」という。）は、平成25年2月28日とする。
(中略)
5. 甲は、本件株式交換に際して、その効力が生ずる直前時において残存している未行使の乙の発行する新株予約権（但し、第6項に規定される2016年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権を除くものとし、以下本項において同様とする。）の新株予約権者に対し、第1項に規定する本件交換比率を勘案の上、乙が本件株式交換実行の直前に公正価額で現金で当該新株予約権を買い取る場合と同様の経済的価値を有する当該新株予約権に代わる甲の発行する新株予約権を交付する。

(中略)

第2条（手続上の協力）

(中略)

2. 乙は、平成25年1月頃を目処として乙の臨時株主総会を開催し、本契約の承認を求める。但し、乙は、第3項に基づきこれを変更し乙の定時株主総会において、本契約の承認を求めることができる。

(中略)

上記合意の成立を証するため、本契約書2通を作成し、各自署名又は記名捺印の上、甲及び乙が各自1通を保有するものとする。

平成24年10月1日

(後略)

(変更後)

当社及びイー・アクセスが平成24年11月2日に締結した本件変更後株式交換契約書の内容は次のとおりです。

株式交換契約書

ソフトバンク株式会社(以下「甲」という。)、イー・アクセス株式会社(以下「乙」という。)は、甲が乙を完全子会社化して経営統合をするための取引(以下「本件取引」という。)について、平成24年11月2日(以下「本契約締結日」という。)付で、以下のとおり株式交換契約(以下「本契約」という。)を締結する。

第1条(本件取引)

1. 本件取引は、甲を株式交換完全親会社(その商号及び住所は本契約書末尾に記載したとおりとする。)、乙を株式交換完全子会社(その商号及び住所は本契約書末尾に記載したとおりとする。)とし、甲の普通株式を交換対価とする株式交換(以下「本件株式交換」という。)により行うこととする。その交換比率は、乙の普通株式の評価額を1株52,000円とし、これを平成24年10月17日(同日を含む。)から平成24年11月2日(同日を含む。)までの期間の株式会社東京証券取引所における甲の普通株式の普通取引の終値の平均値(1円未満の端数はこれを切り上げるものとする。)である1株2,589円(以下「本件基準価格」という。)で除した数(小数点第2位未満は切り上げるものとする。)である20.09(以下「本件交換比率」という。)とする。
2. 本件株式交換の効力発生日(以下「本効力発生日」という。)は、平成25年1月1日とする。
(中略)
5. 乙は、第2条第2項に定める乙の株主総会で本契約の承認が得られた場合、本効力発生日の前日までに、その時点で残存している未行使の乙の発行する新株予約権のすべて(但し、第6項に規定される2016年満期ユーロ円建建換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権を除くものとし、以下本項において同様とする。)を当該新株予約権者との合意に基づき、52,000円から当該新株予約権の行使に際して払込みをすべき乙の普通株式1株当たりの金額を減じた金額(当該金額がマイナスとなる場合には、0円とする。)に、当該新株予約権の目的である乙の普通株式数を乗じた金額(以下「本件買取価格」という。)で取得して消却し、又はその他の方法により消滅させるものとし、そのために法令上必要な全ての手続を行うものとする。また、本件株式交換の効力発生後、乙は、その時点で残存している未行使の乙の新株予約権がある場合には、かかる新株予約権を当該新株予約権者との合意又は当該新株予約権に関する会社法第236条第1項第7号に係る定めに基づき、本件買取価格で取得し、消却するものとする。

(中略)

第2条(手続上の協力)

2. 乙は、平成24年12月7日に乙の臨時株主総会を開催し、本契約の承認を求める。但し、乙は、第3項に基づきこれを変更し乙の定時株主総会において、本契約の承認を求めることができる。

(中略)

上記合意の成立を証するため、本契約書2通を作成し、各自署名又は記名捺印の上、甲及び乙が各自1通を保有するものとする。

平成24年11月2日

(後略)

(5) 本件株式交換に係る割当ての内容の算定根拠
算定の基礎等

(変更前)

本件交換比率は、上記(4) のとおりです。

(中略)

2012年9月28日現在のイー・アクセスの普通株式の株価(終値)は15,070円です。当社とイー・アクセスは、イー・アクセスの現在の株価と、イー・アクセスが保有する 移動体通信サービスのネットワーク、顧客基盤、及び ソフトバンクモバイルとの間で創出が見込まれるシナジー等を総合的に勘案し、両社協議の上、イー・アクセスの普通株式の評価額を決定しました。

イー・アクセスのモバイルサービス累計契約数は420万件(2012年8月末現在)に上ります。ソフトバンクモバイルのモバイルサービス累計契約数は3,014万件(2012年8月末現在)に上ります。

当社及びイー・アクセスは、本件株式交換の株式交換比率の算定にあたって公正性・妥当性を確保するため、それぞれが独立した財務アドバイザーに株式交換比率に関する財務分析を依頼し、当社は、みずほ証券株式会社(以下「みずほ証券」)及び株式会社ブルータス・コンサルティング(以下「ブルータス・コンサルティング」)を起用いたしました。また、イー・アクセスは、ゴールドマン・サックス証券株式会社(以下「ゴールドマン・サックス」)を起用いたしました。これらの財務アドバイザーによる株式交換契約に定める株式交換比率に関する財務分析の概要については、末尾の「株式交換比率に関する各財務アドバイザーの分析概要」をご参照ください。

また、当社は、2012年10月1日付にて、みずほ証券から一定の前提条件のもとに、合意された株式交換比率が当社にとって財務的見地から妥当である旨の意見書(いわゆる「フェアネス・オピニオン」)を取得しています。また、イー・アクセスは、2012年10月1日付にて、ゴールドマン・サックスから一定の前提条件のもとに、合意された株式交換比率がイー・アクセスの株主(当社及びその関連会社を除く。)にとって財務的見地から妥当又は公正である旨の意見書(いわゆる「フェアネス・オピニオン」)を取得しています。また、イー・アクセスは、UBS証券

株式会社からも、一定の前提条件のもとに、合意された株式交換比率がイー・アクセスの株主（当社及びその関連会社を除く。）にとって財務的見地から妥当又は公正である旨の意見書（いわゆる「フェアネス・オピニオン」）を取得しています。

（変更後）

本件交換比率は、上記（４）のとおりです。

（中略）

イー・アクセスの普通株式の株価（終値）は、2012年9月28日現在15,070円、2012年11月2日現在45,500円です。当社とイー・アクセスは、イー・アクセスのこれらの株価と、イー・アクセスが保有する移動体通信サービスのネットワーク、顧客基盤、及びソフトバンクモバイルとの間で創出が見込まれるシナジー等を総合的に勘案し、両社協議の上、イー・アクセスの普通株式の評価額を決定しました。

イー・アクセスのモバイルサービス累計契約数は420万件（2012年8月末現在）に上ります。ソフトバンクモバイルのモバイルサービス累計契約数は3,014万件（2012年8月末現在）に上ります。

当社及びイー・アクセスは、本件変更契約の締結に際し、本件株式交換の株式交換比率の算定にあたって公正性・妥当性を確保するため、それぞれが独立した財務アドバイザーに株式交換比率に関する財務分析を依頼し、当社は、みずほ証券株式会社（以下「みずほ証券」）及び株式会社ブルータス・コンサルティング（以下「ブルータス・コンサルティング」）を起用いたしました。また、イー・アクセスは、ゴールドマン・サックス証券株式会社（以下「ゴールドマン・サックス」）を起用いたしました。これらの財務アドバイザーによる本件変更後株式交換契約に定める株式交換比率に関する財務分析の概要については、末尾の「株式交換比率に関する各財務アドバイザーの分析概要」をご参照ください。

また、当社は、2012年11月2日付にて、みずほ証券から一定の前提条件のもとに、合意された変更後の株式交換比率が当社にとって財務的見地から妥当である旨の意見書（いわゆる「フェアネス・オピニオン」）を取得しています。また、イー・アクセスは、2012年11月2日付にて、ゴールドマン・サックスから一定の前提条件のもとに、合意された変更後の株式交換比率がイー・アクセスの株主（当社及びその関連会社を除く。）にとって財務的見地から公正である旨の意見書（いわゆる「フェアネス・オピニオン」）を取得しています。また、イー・アクセスは、UBS証券株式会社からも、一定の前提条件のもとに、2012年11月2日付にて、合意された変更後の株式交換比率がイー・アクセスの株主（当社及びその関連会社を除く。）にとって財務的見地から妥当又は公正である旨の意見書（いわゆる「フェアネス・オピニオン」）を取得しています。

算定の経緯

（変更前）

当社は、みずほ証券及びブルータス・コンサルティングによる株式交換比率に関する財務分析の結果を参考に、イー・アクセスは、ゴールドマン・サックスによる株式交換比率に関する財務分析の結果を参考に、それぞれ各社の財務の状況、資産の状況、将来の事業・業績見通し等の要因を総合的に勘案し、両社で株式交換比率について慎重に交渉・協議を重ねた結果、2012年10月1日、最終的に（４）「本件株式交換に係る割当ての内容」記載の株式交換比率が妥当であるとの判断に至り、合意・決定いたしました。

（変更後）

当社は、みずほ証券及びブルータス・コンサルティングによる株式交換比率に関する2012年11月2日付の財務分析の結果を参考に、イー・アクセスは、ゴールドマン・サックスによる株式交換比率に関する2012年11月2日付の財務分析の結果を参考に、それぞれ各社の財務の状況、資産の状況、将来の事業・業績見通し等の要因を総合的に勘案し、両社で株式交換比率について慎重に交渉・協議を重ねた結果、2012年11月2日に、最終的に（４）「本件株式交換に係る割当ての内容」記載の株式交換比率が妥当であるとの判断に至り、合意・決定いたしました。

（注）株式交換比率に関する各財務アドバイザーの分析概要

（注）本件変更契約の締結に際し、各財務アドバイザーから財務分析の結果を新たに取得しているため、以下では、本件変更契約の締結に際し、新たに取得した各財務アドバイザーの財務分析の概要のみを記載しています。変更前については、平成24年10月2日付の臨時報告書をご参照ください。

（変更後）

株式交換比率に関する各財務アドバイザーの分析概要

1. ソフトバンクの各財務アドバイザーによる分析概要

（1）みずほ証券

みずほ証券は、ソフトバンクとイー・アクセスの交換比率の変更の合意により、ソフトバンクの依頼をうけ、本件契約締結後の情報もふまえた評価を行いました。ソフトバンクについては、ソフトバンク株式が金融商品取引所に上場しており、時価総額が大きく取引市場での流動性も高いことから、主として市場株価基準法を採用して算定を行いました。その際の算定基準日は2012年11月1日とし、東京証券取引所市場第一部におけるソフトバンク株式の算定基準日における終値、算定基準日までの直近1週間の取引日における終値平均、及び、ソフトバンクが「当社によるスプリントの戦略的買収（子会社化）」について」を発表した2012年10月15日の翌営業日である2012年10月16日から算定基準日までの取引日における終値平均を算定の基礎としています。イー・アクセスについては、イー・アクセス株式が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価基準法（2012年9月28日を算定基準日として、東京証券取引所市場第一部におけるイー・アクセス株式の、算定基準日における終値、並びに算定基準日までの直近1ヶ月、3ヶ月及び6ヶ月の各取引日における終値平均値を算定の基礎としています。）を、また比較可能な上場類似企業が複数存在し、類似企業比較分析による株式価値の類推が可能であることから類似企業比較法を、加えて将来の事業活動の状況を評価に反映させるため、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」）を、それぞれ採用して算定を行っております。

DCF法による算定において前提としたイー・アクセスの将来の利益計画には、大幅な増益を見込んでいる事業年度を含んでおりますが、これは主として、営業力強化による販売数量増及びバックボーンネットワークの共用等による増益を見込んでいるためです。

イー・アクセス株式1株に対するソフトバンク株式の割当株式数のレンジは以下のとおりです。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価基準法	5.70 ~ 5.75
類似企業比較法	0.55 ~ 5.50
DCF法	16.52 ~ 27.45

みずほ証券は、株式交換比率の算定に際して、ソフトバンクから提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであること、株式交換比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実でみずほ証券に対して未開示の事実はないこと等を前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社及びその子会社・関連会社の資産または負債（偶発債務を含みます。）について、独自に評価または査定を行っておりません。みずほ証券の株式交換比率算定は、2012年11月1日現在までの情報及び経済条件を反映したものです。みずほ証券は係る本件契約締結後の交換比率の変更の適否につき意見を述べるものではなく、また、両社の財務予測（利益計画その他の情報を含みます。）については、現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。

（２）プルータス・コンサルティング

プルータス・コンサルティングは、両社普通株式それぞれについて市場株価が存在していることから市場株価法による算定を行うとともに、イー・アクセスについて類似会社比較法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」）による算定を行いました。ソフトバンクの1株当たりの株式価値を1とした場合の各手法における株式交換比率の算定結果は、以下のとおりです。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価法	6.762 ~ 16.765
類似会社比較法	3.020 ~ 5.207
DCF法	14.436 ~ 20.717

なお、市場株価基準法では、2012年11月2日を算定基準日として、東京証券取引所市場第一部における、算定基準日から遡る1ヵ月、3ヶ月及び6ヶ月の株価終値平均、並びにソフトバンクが「当社によるスプリントの戦略的買収（子会社化）について」を公表した2012年10月15日の翌営業日から算定基準日までの株価終値平均を採用いたしました。

プルータス・コンサルティングは、上記株式交換比率の算定に際し、ソフトバンクから提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、それらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社とそれらの関係会社の資産及び負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）に関して独自の評価・査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。また、イー・アクセスの財務予測に関する情報については、現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。プルータス・コンサルティングの算定は、2012年11月2日までの上記情報を反映したものであります。

なお、プルータス・コンサルティングがDCF法による算定の前提としたイー・アクセスの利益計画は大幅な増益を見込んでいる事業年度があります。これは主として、営業力強化による販売数量増及びバックボーンネットワークの共用等による増益を見込んでいるためです。

2. イー・アクセスの財務アドバイザーによる分析概要

ゴールドマン・サックスは、フェアネス・オピニオンの作成過程において、市場株価法、類似会社比較法、並びに公開情報及びゴールドマン・サックスが利用することをイー・アクセスの経営陣が了承したイー・アクセス経営陣作成によるイー・アクセスの業績見込及び様々な永久成長率及びマルチプルに基づくDCF法による算定を行っております。各手法における算定結果は以下の通りです。下記の株式交換比率のレンジは、イー・アクセス普通株式（以下「イー・アクセス株式」）1株と交換に発行されるソフトバンク普通株式（以下「ソフトバンク株式」）数に関するものです。なお、市場株価分析については、本件株式交換に関する2012年10月1日の一部報道に伴い、本件株式交換の実施を実質的に織り込む内容でイー・アクセスの株価が上昇したと考えられるため、かかる報道による影響を受ける直前の営業日である2012年9月28日を基準日とし、基準日から遡る52週間のイー・アクセス株式の終値の高値及び安値を参照しております。また、DCF法による分析に用いたイー・アクセスの業績見込において大幅な増減益を見込んでいる事業年度はありません。類似会社比較法において比較対象とした会社は、いずれもイー・アクセスと直接的な比較対象となるものではありません。

ゴールドマン・サックスは、イー・アクセスの取締役会が本件株式交換を検討するにあたり、情報を提供し、支援する目的のために財務アドバイザーを務め、意見書を提供しており、当該意見書は、本件株式交換その他一切の事項に関するイー・アクセス株主の議決権行使について推奨を構成するものではありません。ゴールドマン・サックスは、イー・アクセス又はイー・アクセスの取締役会に対して特定の株式交換比率を推奨したことはなく、また、特定の株式交換比率を唯一適切なものとして推奨したこともありません。意見書はゴールドマン・サックス及びその関連会社のフェアネス・コミティーで承認されています。分析に関する説明の前提条件、手続、考慮事項及び制約事項の詳細については、下記の（注1）をご参照ください。

手法	株式交換比率の算定レンジ
市場株価分析	4.71 ~ 8.49
類似会社比較法	0.27 ~ 20.25
DCF法（永久成長率法）	7.72 ~ 18.74
DCF法（マルチプル法）	8.53 ~ 21.63

また、ゴールドマン・サックスは、増大・希薄化分析も実施しております。ゴールドマン・サックスは、意見書作成にあたって当該分析を全体として考慮し、当該分析において考慮された要素又は分析を特段重視することはしていません。ゴールドマン・サックスの財務分析及び意見書は、必然的に、2012年11月2日に存在した経済環境、金融環境、市場環境その他の状況、及び当該日にゴールドマン・サックスに提供された情報のみに基づいており、ゴールドマン・サックスは、当該日以降に発生するいかなる事情、変化又は事由に基づき、その意見書又は財務分析を更新し、改訂し又は再確認する責任を負うものではありません。ゴールドマン・サックスは、イー・アクセスの同意を得て、イー・アクセスに関する一定の内部財務分析及び見込が、現在利用可能なイー・アクセス経営陣の最善な評価及び判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。なお、別途明記されている場合を除き、ゴールドマン・サックスがその財務分析において使用した定量的情報のうち市場データに基づくものは、2012年11月2日以前の市場データに基づいており、必ずしも現在の市場の状況を示すものではありません。

（注1）

ゴールドマン・サックス及びその関連会社（総称して、以下本注において「ゴールドマン・サックス」）は、様々な個人及び法人顧客のために、商業銀行及び投資銀行及び財務アドバイザー・サービス、マーケット・メイキング及び取引、リサーチ及び資産運用（パブリック及びプライベート投資）、自己勘定投資、フィナンシャル・プランニング、給付に関する助言、リスク管理、ヘッジ取引、資金調達、仲介業務その他の金融及び非金融業務及びサービスに従事しています。ゴールドマン・サックス及びその投資する又は共同投資するファンドその他の法人は、イー・アクセス、ソフトバンク、それらの関係会社及び第三者の有価証券、デリバティブ、ローン、コモディティ、通貨、クレジット・デフォルト・スワップその他の金融商品、又は本株式交換に関連するいずれかの通貨又はコモディティにつき、ゴールドマン・サックス又は顧客の勘定でいつでも買い持ち又は売り持ちのポジション又は投資を購入、売却、保有又は議決権行使することがあります。ゴールドマン・サックスは、本件株式交換に関しイー・アクセスの財務アドバイザーを務め、本件株式交換に至る交渉に一定の関与を有しました。ゴールドマン・サックスは、本件株式交換に関するそのサービスに対して報酬を受領する予定であるほか（その報酬の主要な部分は本件株式交換の完了を条件としています。）、イー・アクセスは、ゴールドマン・サックスが財務アドバイザーを務めることに起因する費用を填補すること及び一定の債務に対して補償することに同意しています。

ゴールドマン・サックスは、イー・アクセス及びその関連会社に対し、2011年3月にイー・アクセスの100%子会社であるイー・モバイルの178,800,000,000円シニア・クレジット・ファシリティのリファイナンスに関してストラクチャリング・エージェントを務め、また2011年3月にイー・アクセスの2018年償還の8.25パーセント・シニア社債（元本総額420,000,000ドル）及び2018年償還の8.375パーセント・シニア社債（元本総額200,000,000ユーロ）の募集について共同マネージャーを務めたことを含め、随時投資銀行サービスを提供し、ゴールドマン・サックスの投資銀行部門は報酬を受領しており又は受領する可能性があります。ゴールドマン・サックスは、ソフトバンク及びその関連会社に対し、随時投資銀行サービスを提供しています。ゴールドマン・サックスは、イー・アクセス、ソフトバンク及びそれらの関連会社に対して、今後投資銀行業務を提供する可能性があり、ゴールドマン・サックス及びその関連会社の投資銀行部門はそれらに対する報酬を受領する可能性があります。さらに、ゴールドマン・サックスの関連会社は、イー・アクセス株式を1,057,168株（発行済イー・アクセス株式の約30.5パーセントを表象します。）保有し、ゴールドマン・サックスの役員1名はイー・アクセスの取締役であり、ゴールドマン・サックスの役員1名はソフトバンクの取締役です。

その意見書に関連し、ゴールドマン・サックスは、本件変更後株式交換契約、イー・アクセス及びソフトバンクそれぞれの2012年3月31日に終了した5事業年度の有価証券報告書及び株主向けアニュアルレポート、イー・アクセス及びソフトバンクそれぞれの株主向けの一定の期中報告及び第二四半期報告書、その他のイー・アクセス及びソフトバンクの株主に対する一定のコミュニケーション、ゴールドマン・サックスが利用することに關するイー・アクセスの承認に応じて、ソフトバンクに關して公になっている一定のリサーチアナリストの報告書（以下「ソフトバンク・アナリスト報告書」）、イー・アクセスに關して公になって

いる一定のリサーチアナリストの報告書、並びに利用することに関するイー・アクセスの承諾に応じて、イー・アクセスの経営陣が作成したイー・アクセスに関する社内分析及び見込（以下「本業績見込」）について検討しました。ゴールドマン・サックスは、イー・アクセスの経営幹部との間で、本件株式交換の戦略的合理性及び潜在的利点並びにイー・アクセスの過去及び現在の事業、財務状況及び将来見込に関する経営幹部の評価について協議し、ソフトバンクの経営幹部との間で、ソフトバンクの現在の事業、財務状況及び将来見込に関する経営幹部の評価並びにソフトバンク・アナリスト報告書について協議し、イー・アクセス株式及びソフトバンク株式の市場価格及び取引状況を検討し、イー・アクセス及びソフトバンクに関する一定の財務及び株式市場の情報を株式が上場されている一定の他の会社の類似した情報と比較し、携帯及び固定電話サービス業界その他の業界における近時の事業統合の財務条件を検討し、ゴールドマン・サックスが適切と思料したその他の調査と分析を実施し、その他の要因を考慮しました。

意見書提供の目的において、ゴールドマン・サックスは、ゴールドマン・サックスに対して提供され、ゴールドマン・サックスと協議され、又はゴールドマン・サックスが検討した財務、法務、規制、税務、会計その他に関するあらゆる情報の正確性及び完全性について、イー・アクセスの同意を得て、何ら独自の検証を行う責任を負うことなく、これに依拠し、またこれを前提としております。かかる点に関連し、ゴールドマン・サックスは、イー・アクセスの同意を得て、本業績見込が、現在利用可能なイー・アクセス経営陣の最善な評価及び判断に基づき合理的に作成されたことを前提としています。ゴールドマン・サックスは、イー・アクセス若しくはソフトバンク又はそれらの子会社の資産及び負債（偶発的なもの、派生的なもの又は貸借対照表に計上されていない資産及び負債を含みます。）について独自の評価又は鑑定を行っておらず、かかる評価書又は鑑定書も入手していません。ゴールドマン・サックスは、本件株式交換を完了するために必要な全ての政府、監督機関その他の許認可が、イー・アクセス若しくはソフトバンク、又は本件株式交換から期待される利益に対して、ゴールドマン・サックスの分析に実質的な効果をもたらすような悪影響を何ら与えることなく得られることを前提としています。ゴールドマン・サックスは、本件株式交換が、本件変更後株式交換契約に規定された条項に基づいて実行され、かかる条項に関してゴールドマン・サックスの分析に実質的な効果をもたらすような影響を有する放棄又は修正がないことを前提としています。

ゴールドマン・サックスの意見書は、本件株式交換を行うことに関するイー・アクセスの経営上の意思決定又はイー・アクセスがとりうる他の戦略的手段と比較した場合における本件株式交換の利点について見解を述べるものではなく、いかなる法律、規制、税務、会計上の見解を示すものでもありません。ゴールドマン・サックスの意見書は、本件変更後株式交換契約に従った本件交換比率が同意見書の日付において財務的見地からイー・アクセス株式の保有者（ソフトバンク及びその関連会社を除く。）にとって妥当性であることのみを述べています。本件変更後株式交換契約若しくは本件株式交換のその他の条件若しくは事象又は本件変更後株式交換契約で企図された又は本件株式交換に関連して締結若しくは修正されるいかなる契約若しくは法的文書のいかなる条件若しくは事象（イー・アクセスの普通株式以外の有価証券の保有者、債権者その他のイー・アクセスの利害関係者にとっての本件株式交換の又は本件株式交換に関連して受領する対価の妥当性を含みます。）についても、また本件変更後株式交換契約に基づく本件交換比率に従うか否かを問わず、本件株式交換に関してイー・アクセスの役員、取締役又は従業員等に対して支払われる又は支払われるべきあらゆる対価の金額又は性質についても、ゴールドマン・サックスはいかなる見解も表明せず、ゴールドマン・サックスの意見書は言及するものではありません。ゴールドマン・サックスは、ソフトバンク株式の将来の取引価格や、イー・アクセス又はソフトバンクの支払能力若しくは存続性又はイー・アクセス又はソフトバンクがその債務について支払期日に弁済する能力に対する本件株式交換の影響についての意見を一切述べるものではありません。

ゴールドマン・サックスの意見書は、必然的に、同意見書作成日に存在した経済環境、金融環境、市場環境その他の状況、及び当該日にゴールドマン・サックスに提供された情報に基づいており、ゴールドマン・サックスは、当該日以降に発生するいかなる事情、変化又は事由に基づき、その意見書又は財務分析を更新し、改訂し又は再確認する責任を負うものではありません。ゴールドマン・サックスの財務アドバイザーサービス及び意見書は、イー・アクセスの取締役会が本件株式交換を検討するにあたり、情報を提供し、支援することのみを目的としており、当該意見書は、本件株式交換その他一切の事項に関するイー・アクセス株主の議決権行使について推奨を構成するものではありません。ゴールドマン・サックスの意見書は、ゴールドマン・サックスのフェアネス・コミッティーの承認を受けています。

以上